

長崎市訓令第 1 4 号

長崎市電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日

長崎市長 鈴木 史 朗



長崎市電気工作物保安規程の一部を改正する規程

第 1 条 長崎市電気工作物保安規程（昭和 4 0 年長崎市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 外海歴史民俗資料館の項を削る。

別表第 2 中

「

		長崎伝統芸能館	
	文化財課	外海歴史民俗資料館	を
		シーボルト記念館	

」

「

		長崎伝統芸能館	
	文化財課	シーボルト記念館	に改め

」

る。

第 2 条 長崎市電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第 1 東工場（東工場発電所、東工場プラスチック製容器包装選別施設及び東公園を含む。）の項中「3 4 番地 2」を「8 8 番地 1 0」に

改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 5 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。